

衆議院外務委員会ニュース

平成 26.5.30 第 186 回国会第 18 号

5 月 30 日（金）、第 18 回の委員会が開かれました。

1 国際情勢に関する件（「安全保障の法的基盤の再構築」について）

- ・岸田外務大臣、武田防衛副大臣、小泉内閣府大臣政務官、若宮防衛大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

左 藤 章君（自民）

- ・5月29日に発表された北朝鮮による拉致被害者等の包括的な再調査実施とこれを受けた我が国独自制裁の一部解除に関する日朝合意（日朝拉致再調査合意）について、韓国・米国との連携も含め、今後どのように進めていくのか。
- ・5月24日に発生した中国軍機による自衛隊機への異常接近事件について、外務省は事実関係を国際社会へ発信する必要があるのではないか。また、今後いかにして自衛隊員の安全を確保しながら我が国周辺の警戒監視活動を行っていくのか。
- ・集団的自衛権行使と関連して今後、法整備を行うに当たり、現場の自衛隊員が困らないようにすること、文民統制を堅持すること、過去の政府見解との整合性を図ることが重要であると考えているが、政府の認識を伺いたい。

岡 本 三 成君（公明）

- ・集団的自衛権の行使が可能となり、我が国が米国の防衛もできるようになった場合、日米安全保障条約は改正され、我が国の米国に対する基地提供義務はなくなるのか。
- ・米国にとっては、我が国の集団的自衛権行使よりも米軍普天間飛行場の辺野古移設の着実な実施の方が優先順位が高いのではないか。
- ・集団的自衛権の行使に関して、政府が憲法改正ではなく解釈の変更で対処しようとするれば、国民や諸外国の理解を得られない可能性があるのではないか。

玄 葉 光一郎君（民主）

- ・日朝拉致再調査合意について、調査の開始時点で我が国の独自制裁の一部を解除するとされているが、制裁解除は調査がある程度の成果をあげてからにするべきではないか。
- ・我が国近隣有事の際に邦人を輸送する他国船舶の護衛について、米国以外の船舶の護衛に関しても集団的自衛権

の行使に当たると考えるか。

- ・将来的に集団的自衛権を行使することになったら、我が国は憲法解釈上集団的自衛権を行使できないと明言した1972年の参議院決算委員会資料に示された政府見解や1981年の政府答弁書も見直されることになるのか。

松 本 剛 明君（民主）

- ・憲法の前文や条文から、自国を守るための個別的自衛権の行使が可能なのは導出できるが、個別的自衛権しか行使できないとすることには論理の飛躍があるのではないか。
- ・国際法上武力行使と位置付けられていない国連平和維持活動（PKO）や海賊対処への自衛隊参加について、内閣法制局は、自衛隊の活動の態様によっては他国の武力行使と一体化して、我が国の海外における武力行使に該当するから憲法上許されないと説明しているが、武力行使ではない他国の活動と自衛隊の活動が一体化して武力行使に該当するという論理は適切なのか。
- ・憲法論議の際の用語や概念は、国内議論で使用されるものと、国際社会で通用するものとを一致させないと、日本の説明が国際社会で理解されないなどの問題が生じる恐れがあるのではないか。

玉 城 デニー君（生活）

- ・政府が集団的自衛権等に関する与党協議のために提示した15事例について、現行法でも対処できるものがあるのではないか。
- ・米国の「リバランス（再均衡）」戦略が自衛隊や在沖縄米軍へ与える影響はどのようなものか。
- ・5月21日に沖縄県久米島で行われた米軍訓練について、異常な音響、振動、きのこ雲が発生して地元で不安が広がっているにも関わらず、政府が詳細を確認して地元へ説明していないことは問題なのではないか。

阪口直人君（維新）

- ・日朝拉致再調査合意に基づき北朝鮮が行う再調査の実効性を担保するための北朝鮮側への働きかけの必要性について岸田外務大臣はどのように考えるか。
- ・PKOに参加する自衛隊に駆け付け警護を認めた場合のリスクについて、岸田外務大臣及び小泉内閣府大臣政務官はどのように考えるか。
- ・駆け付け警護の可否を巡る議論において、相手方が「国家又は国家に準ずる組織」であるか否かをどう判別するかという点について検討する必要があるのではないか。

村上政俊君（維新）

- ・我が国の法体系において、内閣による憲法解釈と法律はどちらが優位にたつのか。
- ・集団的自衛権の行使を認めない明文上の規定は憲法にも法律にも存在しないにもかかわらず、内閣の憲法解釈によって認めないことは、自ら行政権行使を過度に抑制しているのではないか。
- ・集団的自衛権の行使容認については、内閣が憲法解釈を変更した後から、これを担保する法律が整備されるまでの間に、集団的自衛権を行使すべき事案が発生した場合に対応できないとの懸念を払拭するため、内閣限りの閣議決定で決めるのではなく、内閣と国会を連関させて法整備する必要があるのではないか。

畠中光成君（結い）

- ・安保法制懇報告書や現在行われている与野党協議におけ

る集団的自衛権容認の議論は、あくまでも現行憲法の枠を超えるものではないという認識でよいか。

- ・安保法制懇報告書で述べられている集団的自衛権行使の要件は個別的自衛権発動3要件に比べて曖昧であり、要するに我が国と密接な関係のある国から支援を要請されたら断れないとも読めるが、岸田外務大臣はどのように考えるか。
- ・政府が示した15の事例のうち、事例8の「邦人輸送中の米輸送艦の防護」と事例9の「武力攻撃を受けている米艦の防護」の違いは何か。意味するところは同じなのではないか。

笠井亮君（共産）

- ・我が国がこれまで憲法上行使できないとしてきた集団的自衛権の行使を容認した場合、我が国は米国からの協力要請を断ることができるのか。
- ・航空自衛隊が攻勢対航空作戦（OCA）を含む米空軍の演習に参加するなど、米軍との間では既に我が国の集団的自衛権の行使を前提とした共同訓練が行われているのではないか。
- ・我が国が集団的自衛権の行使を容認すれば、米海軍高官が最近期待感を示したように、将来的にはNATOのように米軍との共同作戦を行うようになっていくのではないか。